

第3回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、6月30日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、継続審査となっていた議案第40号及び第42号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、第44号中、当委員会に分割付託された案件、及び第46号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第47号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

配偶者控除等について具体的に何がどう変わったか。とに対し、

地方税法における配偶者控除及び配偶者特別控除制度の見直しを受け、市税条例の控除対象配偶者という言葉を、同一生計配偶者に改めるものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第49号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

公務員の給料は、どちらかという増額修正というイメージがあるが、金額が減っているのはなぜか。とに対し、

一般職の給与に関する法律において、扶養手当の段階的な見直しが行われており、扶養手当が減少傾向にあるなか、消防団員への補償額の算定に用いる扶養親族ごとの加算額について改正したもので、補償額は扶養親族の構成により異なります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり

可と認めることに決定しました。

次に、請願第1号については、主な意見として、賛成の立場から、今回の選挙の最大の争点は病院の移転場所であったと認識しているので、投票結果から、過半数以上の市民は納得していないのではないか。との意見。反対の立場から、請願の趣旨は推測でしかなく、単純に二人の候補の得票の足し算での比較はいかななものか。時間的要素、経営的要素、その他半田病院の質の要素というものを求めていった場合には、ここで早急に建てるべきではないか。との意見がありました。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、挙手少数となり、本請願は不採択とすることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。